

寒川町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(通勤手当)	(通勤手当)
第9条 (略)	第9条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(加える)	<u>4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金の相当する額として規則で定める額</u> <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u>
(加える)	
(加える)	
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等 <u>及び徒歩</u> に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。	<u>7</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等、 <u>駐車場等及び徒歩</u> に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
<u>7</u> (略)	<u>8</u> (略)

(附則第2項関係) 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)	(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)
第30条 (略)	第30条 (略)
2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置	2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置

を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第9条第3項から第7項までの規定の例による。この場合において、同条第3項第2号中「支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号）第18条第2項又は第3項に規定する会計年度任用職員にあつては、一の通勤につきそれぞれ次に定める額を21で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）」と、同条第4項中「支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」とする。

を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第9条第3項から第8項までの規定の例による。この場合において、同条第3項第2号中「支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）」とあるのは、「寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号）第18条第2項又は第3項に規定する会計年度任用職員にあつては、一の通勤につきそれぞれ次に定める額を21で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）」と、同条第5項中「支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日」とあるのは、「規則で定める日」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年寒川町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「第7項」を「第8項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。